

交通エコポイント活用社会還元事業実施要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、高知県地球温暖化防止県民会議（以下、「県民会議」という。）によって創設される交通エコポイント活用社会還元事業（以下、「社会還元事業」という）の適正な運用に必要な事項を定める。

(交通エコポイント)

第2条 交通エコポイントは、「株式会社ですか」が運用する IC カード「ですか」で県内の公共交通（乗合バス・路面電車）を利用することにより、自動車で移動した場合と比べて二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制（CO₂を削減）したとみなし、利用に応じて自動的に算出される数値とする。

2 交通エコポイントの算出は、IC カード「ですか」の運用に付随する「交通エコポイントシステム」により行われ、算出量の総量などは「株式会社ですか」のホームページで公表される。

(交通エコポイントの帰属)

第3条 交通エコポイントの社会貢献活動等を検討する高知県地球温暖化防止県民会議公共交通部会の確認に基づき、交通エコポイントは県民会議に帰属するものとする。

(事業活動の原資)

第4条 社会還元事業の活動の原資は、交通エコポイントと、社会還元事業の趣旨に賛同する高知県地球温暖化防止県民会議の会員等からの寄付金とする。

2 社会還元事業の資金を管理するため、金融機関に口座（以下「事業口座」という）を設け、この事業口座に寄付金を繰り入れる。

3 事業口座に繰り入れる寄付金の果実(利息)等は、社会還元事業の活動に充てるものとする。

(交通エコポイントの用途)

第5条 交通エコポイントの活用は、県民への社会貢献の一環として実施される社会還元事業に充てる。

2 交通エコポイントを活用する社会還元事業の承認は、県民会議が行う。

3 社会還元事業の事業主体や事業内容の検討は、高知県地球温暖化防止県民会議県民部会（以下、「県民部会」という）が行う。

(管理主体の指名)

第6条 社会還元事業の活動の原資を管理する主体（以下「管理主体」という）は、県民会議幹事会が指名する。

2 管理主体は、会計機能を有する団体とする。

3 県民会議幹事会が指名する前の管理主体は、高知県地球温暖化防止県民会議県民部会事業の運営を受託した団体をもって充てる。

(管理主体の業務)

第7条 県民会議から指名を受けた管理主体は、事業活動の原資の管理のほか、社会還元事業の運営を継続するための次の業務を行う。

- 1 事業口座の開設及び寄付金の受け入れ
- 2 寄付金の出納簿の整備及び管理
- 3 交通エコポイントの出納簿の整備及び管理
- 4 年間の事業計画と資金計画の作成
- 5 県民会議会員等への募金の呼びかけ
- 6 運営報告書及び会計報告書、決算報告書等の作成及び提出
- 7 寄付金への領収書の発行および寄付への感謝状の発行申請
- 8 社会還元事業等の広報活動

(事業運営にかかる管理費用)

第8条 管理主体が受け取る管理費用は、管理・運営に伴う諸雑費(実費)の他、当該年度に県民会議で承認された社会還元事業の運営費の15%相当とする。(消費税別)

(感謝状の発行)

第9条 県民会議会長は管理主体からの報告を受けて、第7条第5項の募金の呼びかけに応じた県民会議会員等に対して、次の各号に掲げる事項を記した感謝状を発行する。

- (1) 募金団体名
 - (2) 代表者名
 - (3) 寄付金額に相当する交通エコポイントとCO₂削減量(1万円=10,000交通エコポイント=CO₂削減量10tで換算)
- 2 次の各号に該当する場合は感謝状の発行を行わないものとし、管理主体団体に対して、寄付金の返金を指示するものとする。
- (1) 法に反する行為または疑わしい行為が判明した場合
 - (2) 環境保全や地球温暖化防止にかかわる件で、県民・住民感情に著しく反する行為があった時
 - (3) 暴力団など反社会的な企業や団体である場合、またはそうした組織との関係が明らかになった場合
 - (4) 当会議の名誉または会長の名誉を著しく傷つける言動があったとき
- 3 県民会議会長は、感謝状の発行後に前項各号に該当することが判明した場合は、感謝状の発行を取り消し、管理主体に対して速やかに寄付金の返金を指示する。

(事業の執行監理)

第10条 県民会議は、社会還元事業の適正な執行を監理する監理委員会を設置する。

- 2 監理委員会の委員は、県民会議会長が県民会議会員の中から指名し、5名以内とする。
- 3 監理委員会には委員の互選により、委員長を置く。
- 4 委員の任期は2年以内とする。
- 5 監理委員会は、隔月に開催するものとし、管理主体から事業の執行状況等の報告を求め、次に掲げる事項について、助言や指導等の執行を監理する。
 - (1) 交通エコポイントの処分状況
 - (2) 運営報告と会計報告
 - (3) 県民会議で承認された社会還元事業の実施状況
- 6 監理委員会は、執行の監理に関する重要な事項は県民会議総会に付議するものとする。

(遵守事項)

第 11 条 管理主体は、事業の実施にあたり次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の執行に伴い知り得た個人情報を、本人の承諾なし第三者に提供してはならない。
- (2) 寄付金台帳の破損、紛失等がないように適正な管理下に置くこと。
- (3) 寄付金台帳を目的外に使用しないこと。

2 管理主体は、前項の各号に反した場合は、速やかに県民会議会長へ報告しなければならない。

(事業年度)

第 12 条 県民会議で社会還元事業として新たに承認される場合を除き、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(その他)

第 13 条 要綱に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は平成 23 年 10 月 25 日から施行する。